

報告第9号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成20年12月4日提出

天理市長 南 佳 策

専決第12号

専 決 処 分 書

平成20年2月26日午前9時30分頃天理市立病院内で発生した医療事故に関し、
被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分
事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専
決処分する。

平成20年10月16日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 300,000円